議長

定刻になりましたので、ただ今から平成28年4月、第2回総会を 開会いたします。なお、本日の会議において農業委員会等に関する法 律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

出席農業委員会委員は、14名中14名で定足数に達しております ので、総会は成立しております。

出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は8名です。 開会時間は午後1時34分です。

質疑等は、挙手の後、許可を得て、議席番号、氏名を名乗ってから 行うようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えるか電源をお切りいただきますようお願いします。

続きまして、日程1 議事録署名委員の指名ですが、席次の順により逐次署名委員とすることとなっております。議席番号3番松本委員、 4番田中委員にお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請 書審議についてを上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第1号 申請番号1番について説明いたします。

(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地、第2種農地と判断されます。

調査区は、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号1番の現 地調査について、八和田地区担当委員より報告をお願いします。

7番

議席番号7番田下が調査報告します。現地調査は、4月23日午前9時より、八和田地区農業委員4名と推進委員3名で行いました。申請場所ですが、八和田小学校前を西へ約500m進むと清水沼があり、そこを北側へ約100m進みのT字路付近であり、周囲は草が生い茂っているが予定地は草が刈り取ってあった。南向きの傾斜地のため太陽光パネル表面や敷地内の雨水処理をきちんとしないと周辺の農地等に支障をきたす恐れがあると思われます。周囲の土地は荒れており隣接地は復元できない。

議長

ありがとうございました。補足説明がある方はいますか。

(なし)

議長

特にないようですので、質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質問なし)

議長

ないようですので、採決いたします。議案第1号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(举手多数)

議長

挙手多数ですので、議案第1号 申請番号1番について、原案のと おり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長

続いて議案第1号 申請番号2番についてを上程いたします。

なお、農業委員会法第24条の規定で、農業委員会の委員は、自己 又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議 事に参与することができない。となっております。よって、審議開始 から終了まで2番岡本委員の退席を求めます。

(2番岡本委員退室)

議長

事務局より説明願います。

事務局

議案第1号 申請番号2番について説明いたします。

(申請番号2番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地、第2種農地と判断されます。

調査区は、大河地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号2番の現 地調査について、大河地区担当委員より報告をお願いします。

5番

議席番号5番森が調査報告します。現地調査は、4月20日午前10時より、大河地区農業委員3名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、大河小学校前「松郷峠入口」交差点を南へ進み大河橋を渡って約150m進み、右折した突き当りの槻川沿いであり、杉やヒノキ、梅などが伐採されたなだらかな北斜面である。北側は槻川であり、東側には耕作されている農地があるが、特に支障があるとは思えません。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第1号 申請番号2

番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、議案第1号 申請番号2番について、原案のと おり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長

つづきまして、日程3 議案第2号 平成28年度農繁期基準労働賃 金についてを上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第2号について説明いたします。これは農繁期における各農家の農作業賃金を決める際の参考としてご利用いただくために、あくまでも標準額としてお示しをするものでございます。【議案第2号参考資料1をもとに朗読】。資料提供者につきましては、認定農業者2名、組合組織3団体です。昨年度までは畔塗りの項目を設けておりませんでしたが、平成27年4月第32回の総会において、作業項目の追加を求められましたので、今年度追加いたしました。本年度の提案についてでございますが、同額が多いものを案として策定いたしました。

議長

ありがとうございました。この件につきまして意見・質問のある方 は挙手をお願いします。

(8番 根岸委員 举手)

議長

8番根岸委員。

8番

議席番号8番根岸です。単価ですが、条件の整っているところとそうでないところとでは金額的にも違うと思うので付記が必要ではないか。

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

この案件は、小川町における農作業のあくまでも一般的な労働賃金で あることをご理解いただきたい。

議長

他に意見・質問がある方はいますか。

(質問なし)

議長

それでは採決に入ります。議案第2号農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の提供について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、公表いたします。

議長

続きまして、日程4 報告事項に移ります。報告第1号について、事 務局より説明をお願いいたします。

事務局

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告いたします。

(申請番号1番から4番の内容を報告する。)

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第1号について、質問、意見ございますか。

(質問・意見なし)

議長

特にないようですので、報告案件ですのでご了解ください。

議長

以上で議案はすべて終了しました。

これをもちまして、第2回小川町農業委員会を閉会します。

閉会時間午後2時41分です。